

有限会社豊田あぐりサービス 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、有限会社豊田あぐりサービスと称する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を山口県下関市豊田町大字八道601番地3に置く。

(目 的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農林作業の受託並びに委託
2. 水稲、畑作の経営
3. 市民農園の開設運営
4. 地域農林特産品の調査・開発・加工及び販売
5. 実験農場の設置運営
6. 農業施設・機械の受託運営
7. 家畜飼料の生産・収集及び販売
8. 堆肥の生産販売
9. 繁殖牛及び肥育牛の飼育受託
10. 農薬・肥料及び種苗の販売
11. 園芸用花木・鑑賞用植物等園芸品及び同用品の販売
12. 食料品・酒類・清涼飲料水・嗜好飲料及び調味料の販売
13. 手芸品・工芸品及び日用品雑貨の販売
14. タバコ・郵便切手及び収入印紙の販売
15. 観光用土産品の販売
16. 飲食店の経営
17. 交流体験施設・宿泊施設の管理運営
18. その他農業公園の景観保全、維持管理
19. 前記各号に付帯する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は350株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

(株主名簿記載事項の変更)

第8条 当会社の株式につき株主名簿記載事項の変更を請求するには、所定の請求書に株主と株式取得者が記名押印してする。

2 譲受以外の事由により株式を取得したときは、その事由を証する書面も併せて提出する。

(質権の登録および信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の設定または信託財産の表示を請求するには、所定の請求書に当事者が記名押印し提出する。

2 登録または表示の変更および抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第11条 当会社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主を持って、その営業年度に係わる定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主または質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告をしてそのための基準日を定めることができる。

(株主等の氏名住所等の届け出)

第12条 株主もしくは登録質権者は、所定の書面により、その氏名・住所および印鑑を当会社に届出なければならない。これらに変更があったときも同様とする。

2 届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当会社はその責任を負わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(議 長)

第14条 株主総会は、社長が議長となる。

2 社長に事故あるときは、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 役員

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当会社には取締役を2名以上5名以内を、監査役2名以内を置くものとする。

(取締役及び監査役の選任方法)

第19条 当会社の取締役及び監査役は株主総会において当会社の株主の中から選任する。

ただし、必要があるときは株主以外から選任することができる。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(代表取締役および社長)

第20条 当会社は、代表取締役1名を取締役の互選により選定する。

代表取締役を社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりこれを定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(利益金の処分)

第23条 毎事業年度の利益金は、欠損を補填し、なお残余があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(決算及び監査)

第24条 取締役は、毎営業年度において決算し、営業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書及び利益処分案又は損失処理案を作成し、株主総会に提出してその承認を受けなくてはならない。

2 前項の場合において、株主総会に提出する前に監査役の監査を受けなくてはならない。

3 監査役は、前項の監査の結果を株主総会に報告しなければならない。

(株主の閲覧)

第25条 当会社の株主は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第6章 附 則

(規定外の事項)

第26条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

平成 5 年 9 月 7 日 作 成

平成 13 年 9 月 3 日 改 正

平成 14 年 3 月 27 日 改 正

平成 16 年 4 月 26 日 改 正

平成 16 年 6 月 29 日 改 正

平成 17 年 5 月 26 日 改 正

平成 19 年 7 月 23 日 改 正